

はじめに

【1】「町村聯合議會」

明後八日外中原町清光院に於て松江殿町外二十四町村聯合議會を開き水門修繕費及び石垣修繕費等に係る土木費の町村負担額を議する由なるが同案は明治十二三年以来の一難題にして元来水門(土橋水門、鍛冶町水門)より及ぼす利害に就ては各町村に其關係を異にするが如き訳合なれば從來開きし聯合議會に於ては何時も議論の一決したることなき一問題なり

(『山陰新聞』明治21(1888)年6月6日付)

【2】

本制ノ旨趣ハ自治及分権ノ原則ヲ實施セントスルニ在リテ現今ノ情勢ニ照シ程度ノ宜キニ從ヒ以テ立法上其端緒ヲ開キタルモノナリ……現今ノ制ハ府県ノ下郡区町村アリ区町村ハ稍自治ノ体ヲ存スト雖モ未タ完全ナル自治ノ制アルヲ見ス郡ノ如キハ全ク行政ノ区画タルニ過キス府県ハ素ト行政ノ区画ニシテ幾分カ自治ノ制ヲ兼ネ有セルカ如シト雖モ是亦全ク自治ノ制アリト謂フ可カラス今前述ノ理由ニ依リ此区画ヲ以テ悉ク完全ナル自治体ト為スヲ必要ナリトス

(「市制町村制理由」)

【3】

本邦現今ノ狀況ヲ察シ旧來ノ慣習ニ依テ之ヲ考フルニ都會輻輳ノ地ヲ除クノ外宿駅ト稱シ町ト稱スルモノ施政ノ大体ニ於テ村落ト異同アルコトナシ故ニ今之ヲ同一制度ノ下ニ立タシメントス……然レトモ都會ノ地ニ至テハ大ニ人情風俗ヲ異ニシ經濟上自ラ差別アリ故ニ之ヲ分離シテ別ニ市制ヲ立テ機關ノ組織及行政監督ノ例ヲ異ニセリ是固ヨリ町村制ト其性質ヲ異ニスルニ非ス其市民ノ便益ト實際ノ必要トニ出テ然ラサルヲ得サルナリ

(「市制町村制理由」)

【4】

市制標準

第一項 従前ノ各区(三府ノ区ヲ除ク)ハ改メテ市ト為シ市制ヲ施ス

第二項 其他人口二万五千以上ノ市街ニシテ郡ト相對シテ獨立シ能フノ資力アル者ハ市制ヲ行フコトヲ許ス

第三項 二万五千以内ト雖モ商業繁盛将来ニ望ミアル者ハ特ニ市制ヲ行フコトヲ許ス

第四項 市制地分離ノ際ニ要スル財産処分ハ郡及町村ノ例ニ依ル

(『大森文書』一五、東京市制調査会市政専門図書館蔵)

第一章

## 【5】市制第一三条

### 第十三条 選挙人ハ分テ三級トス

選挙人中直接市税ノ納額最多キ者ヲ合セテ選挙人総員ノ納ムル総額ノ三分一ニ当ル可キ者ヲ一級トス

一級選挙人ノ外直接市税ノ納額多キ者ヲ合セテ選挙人総員ノ納ムル総額ノ三分一ニ当ル可キ者ヲ二級トシ爾余ノ選挙人ヲ三級トス

.....

選挙人毎級各別ニ議員ノ三分一ヲ選挙ス其被選挙人ハ同級内ノ者ニ限ラス三級ニ通シテ選挙セラルハコトヲ得

\*\*\*

本制ニ於テハ納税額ニ依テ選挙人ノ等級ヲ立テ選挙権ヲ以テ市町村税負担ノ輕重ニ伴随セシム蓋名誉職ニ任スルハ町村公民ノ輕カラサル義務ナレハ資産アル者ニ非サレハ之ニ任スルコト能ハス……其専ラ負担スル者ニ相当ノ権力ヲ有セシムルハ固ヨリ当然ノ理ナリ今等級選挙法ヲ以テ常例トセルハ即此要旨ニ外ナラス……本制被選挙権ノ資格ヲ広クシテ而シテ其流弊ナキヲ信スル所以ノモノハ即チ此選挙法ニ依テ以テ細民ノ多数ニ制セラルハノ弊ヲ妨クニ足ルヘキヲ以テナリ

……等級法ヲ立テント欲スルニハ市町村内ニ於テ徴収スル市町村税ノ総額ヲ標準トシテ各自納税額ノ多少ニ依テ其順序ヲ定メ等級ヲ立ツルノ外他ニ良法アルヲ知ラス然ルニ市ハ通シテ三級トシ町村ハ単ニ二級トセルハ市民ハ戸口多ク貧富ノ階級アルコト町村民ノ等差少キカ如キニ非サルヲ以テナリ

(「市制町村制理由」)

## 【6】

町村ノ行政ハ之ヲ町村長一人ニ任シ補助員即助役一名若クハ数名ヲ置キ以テ之ヲ補助セシム市ニ於テハ之ヲ市参事会ニ任セリ市長ハ其会員ノ一人ニシテ其会ノ事務ヲ統理シ外部ニ對シテ参事会ヲ代表スルノ権ヲ有ス即町村ハ特任制ヲ取り市ハ集議制ニ依ルモノナリ抑地方ノ自治行政ニハ集議制ヲ以テスルニ若クモノアラス然ルニ獨リ市ニ施シテ之ヲ町村ニ適用セサル所以ニモノハ集議制ハ特任制ニ比シ頗ル錯綜ニ渉ルノ弊アリ而シテ小町村ノ行政ハ力メテ簡易ノ編制ニ依ルヲ要スルヲ以テナリ且集議制ヲ行ハント欲スレハ名誉職ヲ以テ行政ニ参与ス可キ適任者ヲ多ク求メサルヲ得ス而シテ此事タル今日ノ情況ニテハ都会ノ地ニ非サレハ望ム可カラサレハナリ

(「市制町村制理由」)

## 第二章

### 【7】「市町村制施行方取調委員」

本県に於ては昨日同委員を置きしが其命ぜられし人々は左の如し

委員長 書記官中條政恒○委員 県属齋藤直男、同 石井信敬、同 田中知 邦、同 山田勇、同 藤岡直蔵、同毛利八彌、同 原田貞男

(『山陰新聞』明治21(1888)年5月3日付)

\*\*\*

「市町村制施行方取調委員」

島根外二郡書記永井卓一、高橋義比、外山盛恭の三氏は昨日市町村制施行方取調委員を命ぜられたり

(『山陰新聞』明治21(1888)年5月17日付)

【8】「市町村制諮問会」

島根外二郡役所に於て八部内三十六役場戸長を招集し昨日同衙第一応接所に於て市町村制に関する諮問会を開けり

(『山陰新聞』明治21(1888)年10月4日付)

【9】「地方制度に関する事件」

中村主税局長は地方制度実行上、土地に関する事務中土地台帳及び同名寄帳等の整理は最も緊要の事項にして其挙否の如何は大に同局の事務にも関係を及ぼすに付此際相当の取締ありて可成的至急完結せしむ可き旨を此程各府県へ通牒されし由なり

(『山陰新聞』明治21(1888)年7月10日付)

\*\*\*

「戸籍法の編制」

今回改正の要点とする処は今日にては戸籍上原籍と寄留の区別あり其身は数年間府下に在留せるも其の原籍は他の府県にあるものなどありて之れが為め戸籍上非常に入組み居るのみならず納税の義務の如きも其の寄留と原籍とに依りて大に相違せる処あり……市町村の制度実施せらるゝの日よりは其の市町村に住居を定むるものは即ち其市町村の住民にして其の市の戸籍に編入し市に属する営造物(学校、病院、水道、瓦斯局の類)並に市有の財産を使用するの権利を有し又市の負担即ち市の費用を各自に支出するの義務を有し寄留、本籍等の区別なく悉く同一にするにあり……(朝野新聞)

(『山陰新聞』明治21(1888)年8月3日付)

\*\*\*

「市制実施地の財産調査」

市区を維持するには尋常自治町村と異なり之れを維持するの財産最とも強大ならざるべからず左ればにや此の頃その筋よりハ市制実施の見込ある地を指定して市共有財産、将来基本財産の中に編入すべき財産及び所得納税者人員同上金額等を至急調査の上届け出べしと各府県へ達したりと云ふ我松江の如きも或ハ此の中に在るならん

(『山陰新聞』明治21(1888)年10月4日付)

【10】岡本金太郎起稿「松江の市制 緒論」

聞が如くむば当局者ハ頻りに我松江に市制を実施するの用意に汲々とせりと云ふにも拘らず我同胞市民は何の思ふ所ありてか恬として一顧の労をも執らざる……

我松江の従来独立の精神に富贍ならずして輒もすれば自治すること能はず即ハち法律第一号の骨髓たる公共の事務に団結精達せざるは識者の与に痛歎する所なり……是非とも吾人

市民をして独立自治の基礎を鞏固にし一体團結以て全市の休戚利害を共同負担せしむるの  
氣象を發揮せしめむばあらず是れ吾輩が……市制を我松江に実施し他日松江の繁盛ハ実  
に市制の反射たらしめむと欲する所以なり然らば何が故に我松江に市制を実施せざるべか  
らざる何が故に市制を実施するの利益かある請ふ先づ其然る所以を略述せむ

……要するに我松江ハ所在の位置を以てするも戸数の稠密を以てするも人口の衆多を以て  
するも与に我地方に冠たるの事実あると同時に他の運動が敢て我松江に聯関せざるも我松  
江の運動ハ是非とも他の運動を催促せざるべからず……

……吾輩ハ且らく吾輩の所期を成就すべきものと假定し更に左の諸項を論出せむと欲す若  
し近日開会する聯合諮問会の為め幾分の参考と為るを得ば眞に幸甚なり

- |            |            |
|------------|------------|
| 第一 撰挙の区域   | 第二 市条例の必要  |
| 第三 市吏員及其撰任 | 第四 私有財産の処分 |
| 第五 市の区域    |            |

附言 以上の諸点に於て第五「市の区域」を第一に論明すべきハ勿論なれども市の区域を  
論定するにハ是非とも東西南北市区の限界を図解せざるべからず而るに吾輩が実地踏査の  
上調製したる略図未だ彫刻を竣らざるを以て已むなく前項の順序と為したり読者幸に深く  
咎むること勿れ

(『山陰新聞』明治 21(1888)年 9 月 24 日付)

#### 【11】「我が松江人が市制に対する覚悟は如何」

我が松江人が市制に対する覚悟は如何、吾輩は其覚悟の甚はだ浅薄にして頗ぶる脆弱、最  
とも淡泊にして大いに冷低なるを知る……去る四月の度にありて法律第一号の公布せらる  
ゝに方りても一時は到る所として談、政治上の事に及べば誰れか市制を論じ町村制を説か  
ざるものあらむ市制町村制の談は殆むど一種の流行病と其感を同ふせるものありしも今日  
となりては寥然復た法律第一号の利害を説くものなきが如し若し此割合を以て其熱度を低  
下ならしむるの日は本年末にも到りなば市制とは如何なるものなるや町村制とは如何なる  
ものなるやと疑がはしむることもあるべきか歎じても亦余りある事ならずや

(『山陰新聞』明治 21(1888)年 7 月 2 日付)

#### 【12】「市町村制の研究会」

市町村制は実に一般人民が一日も忘るべからず又直接に扱はざるを得ざるものなれば今度  
求友会員池田英俊、村上百太郎の両氏等が発企にて該制度に関する研究会か或ひは講談会  
を開き広く公衆の傍聴を許して一は自個の研究の為に一は一般公衆の便益の為に計る所あ  
らんと目下頻りに相談中なりといふ……

(『山陰新聞』明治 21(1888)年 7 月 2 日付)

\*\*\*

#### 「松江商工会」

予て報じ置きしが如く昨日は同会を松江分岡崎氏別荘に於て開らきしが予期の如く県知事  
も臨場して飲料水に関すること、境港築港及び之れより波及する松江に係る利害に付き諮  
問されたり又た中條書記官、藤岡農商課長、井関県属も臨場して各自松江将来に於ける商  
工上の談話を為し会員も各々胸襟を披らきて意見を吐露せし等近來の盛会なりしと尚ほ終

つて酒饌を出だし各々飲を尽くして午後八時退散せり

(『山陰新聞』明治21(1888)年7月6日付)

### 【13】「自主会」

西茶町清原宗太郎、西尾樽三郎、清原管太郎、奥村久太郎諸氏の發起にて標題の如き会を起せり一昨夜其初会を同町に開けるが爾來は毎月三の日の夜に開会の都合なりと同会の目的は専ら市制町村制の研究を目的としたるものにて賛成者は已に五十余名もあり同夜は志立範蔵氏(該町戸長)を仮議長とし規約を議了し次で役員の撰挙を為せるに向坂弘(代言人)が会長に恩田勢太郎、和田得一郎、清原宗太郎、清原管太郎の四氏が幹事に当撰したる由

(『山陰新聞』明治21(1888)年9月16日付)

### 【14】「第三回松江商工大懇親会」

前号の紙上に予記せし如く松江商工大懇親会の第三回を松江分洞光寺に於て開会せしが会するもの凡そ三百五十名、座定まるを待ち發起人惣代として發起商工会々頭岡崎運兵衛氏先づ起つて開会の趣旨を陳べ畢り附言して曰く聞く所に拠れば松江に市制を実施するの噂あると同時に各町にて市制の研究会及び同制を施行するの利害等に付き種々に共同談話せらるゝ由爾しながら凡そ如何なる事業を挙ぐるにも共同の力を要することハ論なし然らば今後は各会を一致して時々集会し一体と為すの運びに至らば如何との意を演ぜしに満場ハ尽く同意を表したり……各自飲を尽くして全たく退散せしハ午後七時過にてありし蓋し今回を以て第一の盛会とす

(『山陰新聞』明治21(1888)年10月4日付)

### 【15】「松江有志大会」

此中広告ありし彼の自治制に付ての松江有志大会ハ予期に違はず昨日寺町明宗寺に於いて開けり会するもの百五十余名午後二時にてもありつらんハヤ開会の都合と為り先づ岡本金太郎氏は之れが開会の趣旨を述べそれより井上益之助氏が説明委員と為りて吾が松江を市と為すべきや將た町村と為すべきやの問題に付て熟議せしに双方随分に議論ありしが遂に討議の末市と為すこそ然るべけれと決し次に区域の相談に移れり併し是の区域の一点ハ未だ確定の場合には至らず兎に角連接關係の町村有志者に就て篤と相議するとせんとして有志者中より十五名の委員を撰挙し是れにて散会したるは同六時頃なりしと……

(『山陰新聞』明治21(1888)年10月18日付)

### 【16】「松江市区境界協議委員の報告会」

過日松江の有志者ハ地方自治制度に関し寺町明宗寺に会して吾松江を市にすべきや但し町村にすべきやを議し遂に市と為すことに決し其市区の境界一件に付ては更に連接町村と協議を開かしめん為め其委員を撰定せるが昨日午後を以て其協議委員の報告会を開けり会場は寺町明宗寺の筈なりしが都合ありて同町東林寺に於てせり出席者ハ百名もありしならん扱其協議委員の報道せる趣きによれば爾來下にも置かずソレハ連接町村へ談判を開き種々予定の境界上に其議を熟せしめんと尽せども各町村とも何れとして断然此方の議に甘応

するもの無く左ればとて断然拒絶する訳にもあらず今日に至る迄未だ確乎たる返答を得ざる始末なり……依つて近接町村との熟議未だ纏らざるに拘らず予て調製せる境界区域を以て此有志会の意見とし以て聯合諮問会の参考に呈出致してハ如何ん且つ吾々委員の任は今日最早解きたるものと思はれよとの事なりしとかにてコハ協議委員の職任を尽したるものにあらずとか何とかの議論も出で其他種々の議論も出でし由なれともツマリ其已製せる境界区域表を以て聯合諮問会の参考に供せんと決したりと其境界区域表なるものハ本社の岡本が意見として本紙に嘗て掲けたる表と大同小異のものなりと

(『山陰新聞』明治21(1888)年11月7日付)

#### 【17】「松江市創定に関する聯合諮問会」

寺町東林寺に開会せる一昨十五日夜の殿町外三十九町の聯合諮問会は出席議員三十四名傍聴席には中條書記官齋藤議事課長山田文書課長及び属官等数十人を見受く但し一般人民の外に、偕議長は大野郡長にて答弁官は永井、高橋、外山の三郡書記なり已に開会ス……三番園山勇氏ハ松江に市制を実施するハ甚ハだ不利益なり現に是迄ですら人民ハ負担に堪えそして公売処分を受くるもの続々あるにあらずや且参考書に依れば市庁の予算は五千余円なるも其内訳に付て見れば實際其予算にては叶ふまじ試みに其一を挙げれば書記給料一ヶ月平均四円とあり然れども実地上決して此給料にては応ずるもの無かるべし左すれば實際に於ては余程の増額となるや必せり果して然らば之れが賦課法は戸数割にあらざれば營業税に徴せざるべからず其人民の負担を重くし苦痛を感ぜしむる如何んぞや左すれば遂に市制を布くも其目的を達する能はず又市制に應ずる費額の支出所無きを如何んせんやと主唱し一番桑原小四郎氏ハ之れを賛成し町村制を布くの利を述べたり三十四番井上益之助氏は之れに反対し松江ハ旧藩の城下に在りて他と区域を異にし且其風俗習慣等も村落とハ大に趣を異にし随つて民度に於ても格別に進歩し居りて実に山陰の一都会なれば無論市制を布くこそ至当なれと弁じ其他にも彼は發言ありしが遂に纏まらず中途にして議を止め其夜十一時三十分頃退散せり昨夜も例刻より開会出席員ハ三十七名傍聴席は前夜の如く而して昨夜ハ一の特記すべきあり實に一般人民の傍聴者ハ六十余名もありしが氣に入つたる發言のある時は拍手喝采ヒヤ、と呼ぶありしが氣に入らざる説ある時ハ非評を下さんと迄の意氣込みなりし其氣に入つたる説というハ即ち市制論にありたるが如し併しながら別段に異なりたる説も無く町村制方ハ一番桑原小四郎氏三番園山勇氏等にして其他は大概市制方の論者なり三十四番井上益之助氏の如きハ費額の計算比較表を示し寧ろ町村制に為すより市制に為す方費用の減少を見ると云ハぬばかりに迄口氣を進め町村制方ハ今姑らく計算上を差し置くも松江の商況杯どを察すれば實に追々に衰弱せり市街とは云へ中原奥谷の各町の如きハ寧ろ村落と云ふ方其真を得たる有様ならずや故に町村制適當なりと云ひ双方殊に市制方ハなかゝゝに町村制方を攻撃する烈しかりしが漸やくにして決議を徵せしに遂に市制を布くの可なる事に決したり時に十時の退場尤も是れ一次会の結了せし迄なり今晚ハ会場を転じて白潟小学校内に於て開く筈なり

(『山陰新聞』明治21(1888)年11月17日付)

#### 【18】「松江市に関する聯合諮問会」

引続き開会せる該諮問委員会ハ一昨晩は午後七時後白潟小学校内に開けり出席議員は三十

二名傍聴席は前夜と等しく而して一般の傍聴者は殆んど百四五十名もあるならんかと見受けられし同夜は市区の境界論なりしが三十四番井上益之助氏は修正道議を持ち出し即ハち嘗て有志会が決したる境界論を主張せり其説たる原案よりも市区を拡張するの見込にて例せば国屋村中の天倫寺或ハ又市の方に至りて山居川を境としてそれ迄を市に編入せんと云ふが如し三十九番松浦六右衛門氏ハホゞ井上氏と同説なるも東の方津田村の幾分を編入する意見に於て境界に広狭の別あり二十七番岡本金太郎氏ハ勿論井上氏に賛成し縷々其境界を拡張し置くの必要な理由を述べ十四番香西與一郎氏ハ松浦氏を賛成し其他質問やら伸縮論やら種々に出でしがツマリ拡張論者は原案の境界にてハ市と町村との境界不判明にして其当を得ずといふこと及び地勢上生活上松江市たる一団体たるべき自然の形状はコゝ迄に拡張せねば折角の自治市団体も不完全なりと云ふに在り当夜ハ遂に終局の議を纏むるに至らずして其議を中止し十一時過ぎに散会したり然るにコゝに附記すべきは連接關係の利害を有せる松江以外の議員ハ乃木村議員福島金藏津田村議員布野豊興両氏を除くの外一人も出席せざること是れなり而して其布野氏は原案賛成者なるも福島金藏氏ハ熱心銳意に乃木村の市編入より脱せんことを希望し乃木村に係る市界拡張論にハ・迄も反対を試みんと為せり以て事情の一斑を知るべきか昨晚も例刻より同校内に開けり出席議員ハ二十七名前夜に引続き境界伸縮の議論盛んに起りしが何様新奇の議論連無く彼の地を編入せんといひそれ迄は編入すべからずといひ唯相互ひに繰返すに過ぎず漸やくにして決議を徴するに至りしが乃木村と津田村とに関する境界ハ三十四番説と三十九番説と同意者相半し未だ何れとも決するに至らず其松江分に関する所は已に三十四番説に起立を徴しハヤ終りし際に於て忽ち異論起り松江分中にも彼と是と相分別して起立を徴せざるを得ざる個所あるにシカざりしハ失当なり吾々が今起立を表せしハ順序上松江分中の宇賀山及び雑賀町後ろ辺の一带に付特別に起立を徴せられしと思ひたればなり故に若し松江分総体の為めに起立を徴せられしとせば唯今の起立ハ無効なりと主張せしものあり之れに付き種々にまた議論起りしがツマリ議長は其議を預かる事とし明晩に於て何れにか決せんと約し当夜も終局の議に至らずして中止し即ハち十時過ぎ散会したり左れば開会以来已に四日を経るも未だ二次会を通過せるもの一箇所も無し随分實際の纏まり小面倒なりと思はれたり若しそれいよゝゝ確定の上ハ其確定議の境界は詳かに其境界線地の字名等を記載すべし兎に角セメて二次会丈けハ今晚にて埒明くべきか昨晚も傍聴人ハ九十余名ありし

(『山陰新聞』明治21(1888)年11月19日付)

\*\*\*

#### 「松江市区諮問会」

一昨夜も引続き白潟小学校内に開けり固より是迄にハヤ殆んど漏れ無く議論も質議も為せし事なれば当夜ハ格別の事無くして二次会も三次会も議了したり尤とも前夜に於て議長が処分を預りし松江分に関する起立一条ハ良し實際議員の間違ひ等ありにせよ已に議長に於て起立を徴する前に當り一村宛片付て起立を徴すると云ひし上は松江分も亦全体に依て無効と為すべからずと断ぜり然れども事情亦恕察すべき点なきにあらざれば特別を以て三次会に於て二次会同様の発言を許すべしとの事に為れり扨当夜ハ議了ハ如何にも議了せしが其区域境界の字名等に不明の廉之れあり到底更に図面の調製を要すべき者あり是に於てか答申書の起草委員を撰び其起草を終り次第答申する事に為せり其答申書起草委員ハ投票の上二十七番岡本金太郎三十四番井上益之助三十九番松浦六右衛門の三氏が当撰せり左れば

其確定せし市区境界線の字名等の明細なる報道ハ何れ次号に於て之れを為さんことを約し置くべし

(『山陰新聞』明治21(1888)年11月21日付)

### 第三章

#### 【19】「市制実行地定まる」

去二日内務省告示第一号にて明治二十一年法律第一号市制町村制第二百六条(此法律は明治二十二年四月一日より地方の状況を裁酌し府県知事の具申に依り内務大臣指定する地に之を施行す)に依り市制施行地左の通指定すと告示あり其地名は左の通なり

東京○京都○大坂○堺○横浜○神戸○姫路○長崎○新潟○水戸○津○名古屋○静岡○仙台○盛岡○弘前○山形○米沢○秋田○福井○金沢○富山○高岡○松江○岡山○広島○赤間ヶ関○和歌山○徳島○高松○松山○高知○福岡○久留米○熊本○鹿児島

(『山陰新聞』明治22(1889)年2月7日付)

#### 【20】

県令第二十号 出雲国 松江。島根郡末次村、奥谷村、西川津村。意宇郡松江分、西津田村、乃木村

明治廿二年四月一日ヨリ左ノ通末次村外五ヶ村の幾分ヲ松江ニ編入ス

明治廿二年三月九日

島根県知事籠手田安定

出雲国 島根県○末次村ノ内字正毛幾分。字土手後幾分。字船廻。字田町。字仙石屋敷。字向島○奥谷村ノ内字大輪幾分○西川津村ノ内字上追子幾分●意宇郡 松江分ノ内字伊勢宮幾分。字宮ノ沖幾分。字北土手。字松江■。字新丁。字清水。字三月下。字三月西。。字田中。字稻荷廻。字宇賀。字元山○西津田村ノ内 字フケ幾分。字松江境幾分○乃木村ノ内字元山。字狐尾幾分。字北ノ原幾分。字薩摩縄手。字袖師浦

(『山陰新聞』明治22(1889)年3月13日付)

\*\*\*

「県令中の幾分とハドコ迄の事か」

苟くも一班人民に令する事ハ分明ならざるべからず……本県ハ実に別覧公報に在る如く新市町村の区域を公やけにしたり然るに其の中に字何々の幾分なる文字あり其幾分とは何程の事か毫も之を知るに由無し左れば図面にても添えあるかと見るに一向に然らず唯文面上幾分の二字あるのみ余輩ハ該県令に対して甚はだ遺憾を感じると共に如何にも疎漏なるを責めざるべからず過日静岡県県令を見たるに字何々番地迄若くは何畝歩と明記しありたり固より知事の適宜とハ云へ直接の関係少なからざるべき区域上に対して幾分杯不定の文字を県令杯に用いらるゝハチト不注意にハあらざるか[例の浮沈情士が一己の老婆心なり]

(『山陰新聞』明治22(1889)年3月13日付)

\*\*\*

松江市編制ノ理由

一、松江市街ハ旧松江藩ノ城下ニシテ、廃藩置県後県庁ヲ置カレ、裁判所其他諸官衙ノ在

ル処ニシテ、人家稠密人口三万五千、従来自ラ一区域ヲ為シ、県下最モ繁華ノ区ニ属シ、居民ノ生計風俗習慣、他ノ郡村ト同ジカラザルヲ以テ、市トスルニ適セリ。而シテ近傍村落ヲ市ニ合併スルハ左ノ理由アルニヨリ。末次村字正毛幾分、字土手後幾分、字船廻、字田町字仙石屋敷ハ或ハ市ニ突入シ、或ハ松江市街ノ周囲ニ点在スル小飛地ニシテ、境界判然セザルニヨリ之ヲ市ニ入レ、字向島ハ大橋川ニ沿ヒ、後來松江市街ノ伸張スベキ地ナルノミナラズ。已ニ松江市住民ノ移居スルモノアリ、殊ニ該地ハ旧藩ノ時、練兵場ニ充テタル場所ニシテ、今尚ホ練兵場ノ名ヲ存シ、人皆松江所属地ノ思ヲナセルニヨリ。奥谷村字大輪ノ幾分ハ、市街地内ニ在ル飛地及ビ市街ニ接シタル河岸ニアル狭長ノ地ナルニヨリ、市ニ編入シテ境界ヲ判明ナラシムルナリ。

西川津村字追子幾分ハ、今回市ニ編入スル末次村字向島ノ一隅ニ在ル地ナルニヨリ、併セテ市ニ編入シテ、後來境ヲ明ニセンガ為ナリ。

松江分、松江市街トノ境界犬牙相接シ、其他居民ノ風俗生計全ク松江ニ同ジキヲ以テ、ソノ全部ヲ市ニ編入スルヲ至当トスルニ似タルモ、字伊勢宮字宮沖幾分、及字三月上、字田中上、字馬ノ脊、字稻荷上、字王子坂ハ水路ヲ隔テ、若クハ山地ノ裏面ニ在ル地多ク、且大半皆耕作地ノミナルヲ以テ、村落ニ入ルハ至当トスルニヨリ、接続地ニ編入セリ。

西津田村字フケノ幾分ハ、境界正シカラザルニヨリ、之レヲ改メ、字松江境ノ幾分ハ、其ノ地人家松江ト連檐シ、其ノ境界ヲ分チ難キニヨリ市ニ編入セリ。

乃木村字元山、字北ノ原幾分ハ、市店相連リテ、全ク市ノ状況ヲ呈シ、字狐尾幾分、字薩摩縄手、字袖師ヶ浦ハ、地形錯雑スルニヨリ、之ヲ市ニ編入セリ。

(『松江市誌』pp1078-1080.)

#### 【21】「戸長協議会」

市制町村制ハいよいよ四月一日より実行の都合に付てハ島根外二郡衙部内の各戸長ハ市制及び町村制第十八条中に在る撰挙原簿及び選挙人名簿並びに市制第廿六条町村制第二十七条中に在る撰挙録諸式等各所区々なるハ不都合故其体裁等を各所一定ならしめんとて去る四日は松江市街の戸長翌日よりハ各村戸長が同郡役所に参集して協議会を開きたり

(『山陰新聞』明治22(1889)年3月7日付)

#### 【22】「市役所の事務」

四月一日より松江市役所開設までの間松江市に属する事務ハ島根秋鹿意宇郡長をして之を取扱はしむることとなれるに付島根外二郡役所に於てハ同四日より該事務を取扱ふ由なり

(『山陰新聞』明治22(1889)年3月31日付)

#### おわりに

#### 【23】「松江市会議員当選」

予報せし如く一昨廿八日は当松江市々会議員第三級の選挙会を寺町東林寺に於て開設せしが其投票調査の結了に至りたるハ昨日午前零時三十分にて選挙資格を有するもの二千三十人の中投票を為せしは実に千百十九人、其当選者氏名ハ左の如くなり

|        |      |        |
|--------|------|--------|
| 四百三十四点 | 豎町   | 岡崎運兵衛  |
| 三百七十五点 | 末次本町 | 岩本武一郎  |
| 三百六十三点 | 西茶町  | 清原宗太郎  |
| 三百五十八点 | 豎町   | 原 源蔵   |
| 三百五十五点 | 芋町   | 向坂 弘   |
| 三百四十三点 | 末次本町 | 桑原太郎   |
| 三百三十八点 | 末次町  | 和田得一郎  |
| 三百点    | 外中原町 | 岡本金太郎  |
| 二百六十四点 | 松江分  | 坂本昌訓   |
| 二百六十二点 | 八軒屋町 | 松浦六右衛門 |

又昨廿九日は第二級選挙会を開けり選挙資格を有するもの五百十四人の中投票を為せしハ  
 実に四百三十九人にて其当撰者は左の如し尤も殿町須田・蔵氏と雑賀町落合時秀氏は共に  
 投票同数にて即ち市制第廿五条の明文に依り年長者を取り須田氏当選せり

|       |      |           |
|-------|------|-----------|
| 二百点   | 北堀町  | 長尾義勝      |
| 百七十五点 | 白湯本町 | 佐藤喜八郎     |
| 百六十九点 | 灘町   | 長谷川長之助    |
| 百六十七点 | 白湯魚町 | 三島佐次右衛門   |
| 百六十六点 | 石橋町  | 宅和央介      |
| 百五十点  | 豎町   | 青山寛三郎     |
| 百三十七点 | 雑賀町  | 山本豊一郎     |
| 百三十三点 | 全    | 中村千次郎     |
| 百三十一點 | 松江分  | 高城権八      |
| 百三十点  | 殿町   | 須田?(赤+貞)蔵 |

右選挙会の結果は当市内に限り昨朝夕両度に号外を以て報じ置けり

(『山陰新聞』明治 22(1889)年 4 月 30 日付)

#### 【24】

明治廿二年五月十日議長並ニ代理者及ヒ市長候補者撰挙ノ為メ寺町東林寺ニ於テ松江市会  
 ヲ開ケリ其撰挙ノ顚末並出席議員ノ氏名ハ別冊ニ録スル所ノ如シ

明治廿二年五月十日

松江市会議長 岡崎運兵衛口(印)

.....

五月十日午前十時参集

出席議員三十名(全員)

抽籤ヲ以テ番号ヲ定ムル左ノ如シ

|            |           |            |
|------------|-----------|------------|
| 一番 長谷川長之助、 | 二番 岩本武一郎  | 三番 清原宗太郎   |
| 四番 長尾義勝    | 五番 中村千次郎  | 六番 和田得一郎   |
| 七番 宅和央介    | 八番 坂本昌訓   | 九番 三島佐次右衛門 |
| 十番 川岡清助    | 十一番 松本欽次郎 | 十二番 滝川福之助  |
| 十三番 山内佐助   | 十四番 原 源蔵  | 十五番 原 文助   |

|            |               |           |
|------------|---------------|-----------|
| 十六番 大島新四郎  | 十七番 浅島大造      | 十八番 佐藤文之助 |
| 十九番 松浦大右衛門 | 廿番 岡崎運兵衛      | 廿一番 岡本金太郎 |
| 廿二番 岡崎捨太郎  | 廿三番 園山伊助      | 廿四番 佐藤喜八郎 |
| 廿五番 高城権八   | 廿六番 向坂 弘      | 廿七番 山本豊一郎 |
| 廿八番 桑原太助   | 廿九番 須田?(赤+貞)蔵 | 三十番 青山寛三郎 |

議長撰挙会

廿番(岡崎)ノ発議ニ依リ各員ノ同意ヲ得テ八番(坂本)ヲ仮議長ニ推撰シ議長撰挙ノコトヲ掌ラシム

次テ開票点検セシニ其票数左ノ如シ

票数十八点 廿番 岡崎運兵衛

.....

於是仮議長(坂本)廿番岡崎運兵衛投票多数ヲ以テ当撰ノ旨ヲ報道ス

.....

市長候補者撰挙会

議長(岡崎)是ヨリ市長候補者ヲ撰(マ)薦スヘキ旨ヲ告ケ之ヲ票(マ)撰セシム

開票点検セシニ第一次票数左ノ如シ

|       |       |
|-------|-------|
| 票数十二点 | 福岡世徳  |
| 全 四点  | 長尾義勝  |
| 全 九点  | 岡崎運兵衛 |

.....

高点者二名ニ就キ再撰セシム

|       |       |
|-------|-------|
| 票数十七点 | 福岡世徳  |
| 全 十三点 | 岡崎運兵衛 |

福岡世徳投票多数ヲ以テ当撰ス

第二次票数左ノ如シ

票数 十六点 岡崎運兵衛

.....

岡崎運兵衛投票多数ヲ以テ当撰ス

第三次票数左ノ如シ

票数 廿点 長尾義勝

.....

長尾義勝投票多数ヲ以テ当撰ス

是ニ於テ議長(岡崎)当撰者三名ヲ内務大臣へ上申スヘキ旨ヲ告ク

次テ本会々議細則起草委員五名ヲ撰挙セシム

.....

於是議長(岡崎)廿一番(岡本)四番(長尾)廿八番(桑原)廿七番(山本)九番(三嶋)当撰ノ旨ヲ報ス

議長(岡崎)コレニテ本日開会ヲ容セシ事件ハ結了セシ旨ヲ告ケテ閉会ヲ命ス

午後二時各員退散

(「明治廿年第一回松江市会議事録」)

【25】

六月二日午前九時四十五分開会

出席議員 二十八名

.....

議長(岡崎)本会ハ助役及ヒ参事会員撰挙ノ為メ開キタル旨ヲ告ケ先以テ助役ノ撰挙ヲ為ヲ  
ナサシム

次テ開票点検セシニ其票数左ノ如シ

票数二十点 高橋義比

.....

於是議長(岡崎)高橋義比投票多数ヲ以テ当撰セル旨ヲ報道シ且ツ県知事ニ上申シテ認可ヲ  
請フヘキ旨ヲ告ク

休憩

午前十時五分着席

議長(岡崎)是ヨリ参事会員ノ撰挙ヲナスヘシ而シテ該会員六名ヲ一名ツハ六次ニ票撰セラ  
フヘシ

岩本(二番)若議長ニシテ会員ノ撰ニ当レハ其処分方如何

議長(岡崎)兼務スルヲ得サルニヨリ再撰挙ヲナサシムルノ外ナカルヘシ

以テ開票点検セシニ其票数左ノ如シ

第一次

票数 十七点 佐藤喜八郎

.....

於是議長(岡崎)佐藤喜八郎 香西真一郎 岩本武一郎 藤岡暢茂 渡部寛一郎 三島佐次  
右衛門ノ六氏当撰ノ旨ヲ報ス

(「明治廿二年第三回松江市会議事録」)

【26】「街燈設置の噂」

末次本町にては或る有志者が協議して十数基の街燈を設置し以て行路に便せんと計画あ  
る由なり頑公の満足は兎に角行路者の便又た想ふべし

(『山陰新聞』明治21(1888)年8月7日付)

\*\*\*

「寺町の軒燈」

末次本町に軒燈を据付けたるは松江にての魁なりしが今度寺町に於ては即ち其の大字と変  
性したる寺町に於ては其大字部内の利害を何かと相談する共団会なるものを設け同会より  
して同部内に軒燈を据付ることを決議し此中より実行したり往来人の便利

(『山陰新聞』明治22(1889)年4月4日付)

【27】「末次遊園」

当市末次町の有志者が中原町字波戸を開きて一つの遊園を作らんと目論見居るよし頃日  
の紙上に記るせしが右ハ愈々三四日前より地均および樹木の植付に着手し同時に小字広場

伊野屋灘より該遊園地に架する新橋梁の架設工事に着手したりき……中世以降民有畑地に  
変換せしものなりしを今又斯くも変化して新に遊園地とも為さんとするに至りぬるハテモ  
マア変ればかはるものと感じ入つたる最寄の翁の物語りなりけるが如何にも該地の地勢上  
より観察するに遂にハ松江市名勝地の一にも算へらるゝに至るべきか先づ湖上月雪の眺望  
は勿論絶佳なるべく若し遊園地に梅桜など植付けなば是で花の献立も付くといふもの実に  
かハれば変るものか

(『山陰新聞』明治 22(1889)年 4 月 20 日付)

【28】「松江懇親会」

一昨日午後一時より松江分洞光寺に於て開きたる同会は無慮七百名前後の出席者あり井上  
益之助氏の之が開会の旨を述べそれより黒田為一郎氏は私立学校設置の必要、周藤壽之助  
氏ハ市会議員撰挙の心得、加藤伴蔵、井上益之助の両氏は彼の県会決議の郡費一条、池田  
英俊氏は該決議の不当を演じ遂に酒宴に移りて散会したるは午後五時過なりしと

(『山陰新聞』明治 22(1889)年 2 月 17 日付)

【29】「天神町懇親会」

一昨日天神々道事務分局内に於て同懇親会を催し百四十余名の出席者ありて余程盛会なり  
し由開会の趣旨ハ一町の団結を鞏固にし町内公衆の利害に関する事柄ハ之を一町の輿論に  
徴して相決することゝなし是迄中以上中以下人民の間に存せし党派心をサラリと洗滌せん  
と云ふに在りたる由、同懇親会發起人ハ川■助、太田竹之助、石原深造等諸氏なりし

(『山陰新聞』明治 22(1889)年 1 月 16 日付)

【30】「松江市階級の大患」

郡内の町村に於ける町と村との人情風俗生計の程度自から逕庭ある之れを・合して一治区  
の下に運動するの容易ならざるハ吾輩之を知る然れども松江彈丸黒子の一小市にして瑣々  
たる階級の感情に支配せられ却々に之れを親和せしむること能はずと云ふは抑々亦大患と  
謂ふべきなり階級とハ何ぞ士族平民の區別を謂ふ

……吾輩熟々松江市の現状を探問するに前述せる情感ハ未だ全たく除去するの期節到来せ  
ざるにや……曰く市長は士族より登用せざるべからず、否な平民より推選せざるべからず、  
更に甚だしきハ是非とも橋南よりすべし、橋北にあらずむば能はず、若し今回の市長にし  
て其人にあらざる士族平民間多年の睚眦合は遂に之れを調停するの期なし此の瞬間は実に  
士族平民の永訣なりと……要するに市長推選の事たる我が松江に取りてハ実に目下の至要  
なる問題たるに相違なしと雖期する所は其人を得ると否なとこそ全たく全市利害の判別す  
る所にして区々たる階級に拘泥し各々其情感を異にするが如きハ切角に吾人の祖先が苦心  
焦慮撲滅したる封建時代を此の十九世紀に蘇息せしめむとするに均しきのみならず士族を  
市長とせしとて果して何の利益かある平民を推選せしとて將た何の損失かある若し階級の  
異同は階級の利害なりとせば全市の福利ハ抑々何の地に之を取得せむとするものぞ寧ろ初  
めより市制の実施を望まざるの愈れりと為するに如かざるなり……

(『山陰新聞』明治 22(1889)年 4 月 8 日付)

【31】「松江商工会役員改撰」

松江商工会ハ一昨日松江分なる岡崎氏出張所に於て新年宴会を兼ね役員改撰々挙会を開けるが是迄ハ副会長ハ二名にして理事ハ三名なりしを今度より増員して三名と五名に為せり而して会長にハ岡崎運兵衛氏副会長には松本欽次郎、増山正直、勝部修の三氏理事には山本誠兵衛、山内佐助、園山伊助、原文助、原正次郎の五氏が当撰したりといふ

(『山陰新聞』明治22(1889)年1月18日付)

【32】浮沈情士「自治の人民」

当年四月からは市町村制実施の期にして其実施と共に人民は皆立派なる自治保険附の人民と相成るべき筈なり価最も高き自利心を興起して而も其甲斐あるべき筈なり此時に於て奮はざれば何れの時を扨んで奮ふべき……然るに其自治人民の候補者たる今日の人々が彼の自治区域境界論に草臥れたるが如きハ何ぞや……境界論以来ハチヨコゝゝ、法律第一号の成文購読会あるを散見するのみ他の土台となるべき見込標準未だ漠々たるに早く市町村長や助役を誰彼と評するを聞見するのみそれでハ尚物足らぬ心地す世の中一新の時期迫る……今日から複雑面倒なる公共的の仕事は何とも思ハぬ所の自治自立の真人民たれ是れ実に足下の大急務たるなり

(『山陰新聞』明治22(1889)年1月30日付)